



いま一度、「自転車の事故」への備えをご確認ください!

自転車をお持ちのお客さまへ

「日常生活賠償特約」「交通事故特約」のすすめ

自転車の事故でも、**高額賠償事故が発生しています。**



高額判決例

賠償額(判決認容額^(注))は、
9,521万円!

上記の他にも高額判決例が...

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(平成25年7月4日・神戸地裁判決)



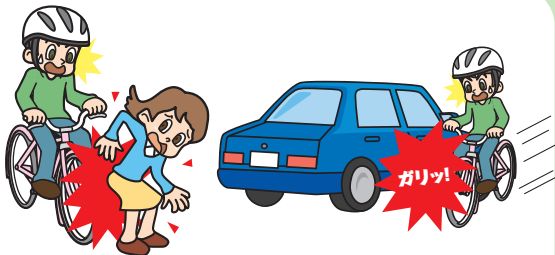
判決認容額	裁判所	判決年月日	事故の概要
9,330万円	高松高裁	令和2年7月22日	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。
9,266万円	東京地裁	平成20年6月5日	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。
6,779万円	東京地裁	平成15年9月30日	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

(注) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額と異なる可能性があります。

自転車の事故では、ケガをさせる以外にも、モノを壊したり、自分がケガをするケースもあります。

例えばこのような事故のとき

加害者となる場合



他人にケガをさせる

他人のモノを壊す

自分がケガをする場合



自動車保険にオプションで日常生活賠償特約・交通事故特約を追加することでこのような自転車の事故にも備えられます。



この他に、自転車販売店の自転車安全整備士による点検・整備を受けた証のTSマークに付帯されるTSマーク付帯保険等がありますので、ご確認ください。

詳しくは裏面をご覧ください。

自転車の事故の保険

① 日常生活賠償特約

■ 本特約の補償内容

被保険者^(注1)が、日本国内外での日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり他人の財物を損壊させたこと、または日本国内で電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。また、日本国内で発生した事故については、示談交渉を行います。

(注) 次のいずれかに該当する方をいいます。

- ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子
- ⑤ 上記①～④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）に限ります）を含みます。ただし、その責任無能力者に関する偶然な事故に限ります。



- ・日本国内での事故に対しては、支払限度額がありません（保険金額は無制限です）。日本国外での事故に対しては、3億円が支払限度額となります。
- ・相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合や被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合などには、当社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。なお、話し合いでの解決が困難な場合など、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。
- ・日本国外での事故については、示談交渉を行いません。



■ 対象となるご契約

- タフ・クルマの保険
- タフ・つながるクルマの保険
- タフ・見守るクルマの保険プラス（ドラレコ型）
- タフ・見守るクルマの保険NexT
- タフ・見守るクルマの保険プラスS
- タフ・見守るクルマの保険（ドラレコ型）
- タフビズ事業用自動車総合保険
- 二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約（一般総合自動車保険）

※ 記名被保険者が個人のノンフリート契約に限ります。



② 交通事故特約

■ 本特約の補償内容

「ご契約のお車に乗車中の事故」「他人の自動車に乗車中の自動車事故」「歩行中・自転車乗車中などの自動車事故」に加え、「自転車に乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故」で、被保険者^(注1)が死傷した場合に保険金^(注2)をお支払いします。

(注1) 本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険および自動車事故特約と同じです。ただし、「自動車事故以外の交通事故」については、記名被保険者およびそのご家族^(注3)の方が被保険者となります。

(注2) 人身傷害保険に定める支払保険金の計算方法および普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に基づいてお支払いします。ただし、「自動車事故以外の交通事故」の傷害による損害については、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準のうち積極損害（治療関係費等）のみお支払いの対象となり、「休業損害」「精神的損害」はお支払いの対象となりません。

(注3) ご家族とは、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子をいいます。

■ 対象となるご契約

- タフ・クルマの保険
- タフ・つながるクルマの保険
- タフ・見守るクルマの保険プラス（ドラレコ型）
- タフ・見守るクルマの保険NexT
- タフ・見守るクルマの保険プラスS
- タフ・見守るクルマの保険（ドラレコ型）



⚠ 自転車販売店での自転車安全整備士による点検・整備を受けた証のTSマークに付帯されるTSマーク付帯保険では、他人にケガをさせた場合と自分がケガをした場合が対象となります（対象事故の他、支払限度額等の補償内容も異なります）。詳しくは公益財団法人日本交通管理技術協会ホームページ（<https://www.tmt.or.jp/safety/index2.html>）をご確認ください。

複数のご契約があるお客さまへ

- 日常生活賠償特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、この特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。
※ 複数あるご契約のうち、日常生活賠償特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変化等）があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- 交通事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」および「自転車に乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故」にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。
※1 この補償については、記名被保険者またはそのご家族の方が所有する他の自動車に、交通事故特約をセットしないことで重複部分をなくすることができます。
※2 複数あるご契約のうち、交通事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変化等）があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

ご契約例

★ご契約条件により保険料は異なります

右記2つの特約を セットしていない場合 月々 6,570円 (年間78,840円)	「日常生活賠償特約」を セットした場合	差額保険料は 月々 160円
	「交通事故特約」を セットした場合 ^(注)	差額保険料は 月々 660円

(注) 自動車事故特約に代えて交通事故特約をセットした場合の保険料です。

■ ご契約内容【タフ・クルマの保険】（始期日:令和6年1月、保険期間1年）

- 自家用普通乗用車 20等級・事故有係数適用期間0年、35才以上補償、記名被保険者年齢別料率区分:40～49才、料率クラス:車両クラス7、対人・自損クラス7、対物クラス7、傷害クラス7、初度登録年月:令和6年1月、新車割引、ASV割引、運転免許証の色:ゴールド、使用目的:日常・レジャー使用
- 補償内容 対人賠償保険:無制限、対人臨時費用特約:あり、対歩行者等傷害特約:あり、対物賠償保険:無制限、対物超過修理費用特約:あり、人身傷害保険:5,000万円、自動車事故特約:あり、傷害一時金特約:あり(傷害一時金倍額払特約セット)、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約:あり、車両保険(一般補償)(免責金額0～10万円):200万円、全損時諸費用特約:あり、車両保険無過失事故特約:あり、ロードサービス費用特約:あり(代車補償拡張特約セット、保険金日額:7,000円)、弁護士費用(自動車事故型)特約:あり、被害者救済費用特約:あり
- 払込方法 口座振替12回払
- 左記保険料は令和6年1月現在の保険料に基づくものですので、保険料の改定等により変更となる場合があります。

- このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・クルマの保険/パンフレット」「タフビズ事業用自動車総合保険/パンフレット」「セーフティツーリング/パンフレット」のいずれかのパンフレットおよび「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- 「タフ・クルマの保険」は個人総合自動車保険、「タフ・つながるクルマの保険」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約)」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険NexT」および「タフ・見守るクルマの保険プラスS」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険(運転特性の取得方法によってペットネームが異なります)、「タフ・見守るクルマの保険(ドラレコ型)」は「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフビズ事業用自動車総合保険」は一般総合自動車保険のそれぞれのペットネームです。「セーフティツーリング」は二輪自動車・原動機付自転車を保険の対象とした一般総合自動車保険(ノンフリート契約)のプラン名称です。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行います。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
(カスタマーセンター) TEL:0120-101-101(無料)
電話受付時間 平日:9:00～18:00 土日祝日:9:00～17:00
(年末年始は休業させていただきます)
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>